Grant Thornton
An instinct for growth™

Accounting

News

Discussion

IFRSニュース

Quarter 4 2017

グラントソントン・インターナショナル・リミテッドが国際財務報告基準（IFRS）に関するさまざまなニュースを四半期毎にお送りします。話題のテーマや動向についての最新情報、グラントソントン・インターナショナル・リミテッドの見解や意見をお届けします。

2017年最後の号となる本号では、まず初めに、IFRS第9号「金融商品」に基づく予想信用損失の適用を高い水準へと推進することを目指すGPPC（Global Public Policy Committee）の報告書に注目します。次に、IFRS第9号における重要な修正を含む、IFRS基準の2つの修正及び最近公表された2つの公開草案について検討します。

本IFRSニュースの後半では、グラントソントンにおけるIFRS関連ニュースやさまざまな財務報告関連動向について説明します。本号の末尾では、まだ強制適用されていない最新の諸基準の適用開始日及び現在コメントを募集中のIASBの公表物一覧を紹介します。

目次

GPPCが「IFRS第9号における予想信用損失の見積りがもたらす重要な虚偽表示リスクへの監査人の対応」を公表	3
IASBが「負の補償を伴う期限前償還要素（IFRS第9号の修正）」を公表	5
IASBが「関連会社及び共同支配企業に対する長期持分（IAS第28号の修正）」を公表	7
IASBはIFRS実務記述書第2号：「重要性の判断の行使」を公表	8
IASBは「重要性がある」の定義の修正案を公表	9
IASBはIAS第8号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」の狭い範囲の修正案を公表	10
開示に関する取組み－開示原則	11
IFRS第8号「事業セグメント」の改善	11
有形固定資産の意図した使用の前の収入	11
IFRS第13号「公正価値測定」の適用後レビュー	12
グラントソントンのSiva SivananthamがIFRS第15号の適用上の問題について検討	12
グラントソントンのVasilka BangeovaがIASBのIFRS第17号「保険契約」の移行リソースグループに任命される	12
グラントソントン・インターナショナル・リミテッドのIFRSチームに新メンバーが加入	13
2017年のIFRSテクニカル・アカデミー	13
この欄に注目：2017年IFRS連結財務諸表がまもなく公表	13
Narendra Jasaniがマレーシア会計士協会の副会長に選出される	14
GTIのIFRSインタープリテーション・グループに注目	14
その他のトピック－概要	15
新しい基準及びIFRIC解釈指針の発効日	19
コメント募集	21

GPPCが「IFRS第9号における予想信用損失の見積りがもたらす重要な虚偽表示リスクへの監査人の対応」を公表

Global Public Policy Committee（GPPC）は、報告書「IFRS第9号における予想信用損失の見積りがもたらす重要な虚偽表示リスクへの監査人の対応」を公表した。本報告書は、予想信用損失（ECL）の会計処理の導入を高度な水準へと推進することを目指すものである。

新しいIFRS第9号「金融商品」が2018年に強制適用となる際には、多くの銀行及び金融機関にとって、当該基準におけるECLの会計処理の導入は重大な変更及び課題となるでしょう。GPPCの本報告書は主として、システムが重要な（国際規模の）銀行（SIB：Systemically-Important Banks）の監査委員会に向けられており、特に、ECLの監査及び関連する重要な虚偽表示リスクに関して、当該委員会が銀行の監査人を監視するのを支援するためのものです。本報告書は主にSIBを対象としていますが、他の銀行や金融機関の監査委員会にとっても目的適合性がある場合があります。

IFRS第9号の適用について、銀行は、銀行経営者がECLを見積る際に適切な判断を下すことができるように、高品質な方針、手続、内部統制、システム及びモデルを設計し導入することが求められます。ECLを見積るにあたり、以下を原因として企業の財務諸表に重要な虚偽表示が生じる可能性があります：

- ECLを見積ることの複雑さ
- 判断を伴うインプット及び仮定の多さ
- 見積りの不確実性の増大
- SIBのECLの見積りの潜在的大きさ

GPPCは6大国際会計ネットワーク（BDO、デロイト、EY、グラントソントン、KPMG及びPwC）の代表者によるグローバル・フォーラムである。その目的は、監査及び財務報告の品質を高めることである。

ECLの見積りを裏付ける銀行の能力において重要なことは、ECLの見積りの基礎となる情報源、プロセス及びモデルを評価する内部統制システムであると思われます。当該情報の主観性により、銀行の内部統制制度では以下の事項に対処しなければなりません：

- 財務機能の外又は第三者ソースからの情報を含む、過去情報の完全性、正確性、目的適合性及び信頼性
- 会計方針（特に、判断を必要とする方針）の適切性
- モデルの開発、維持及び有効性確認
- 経済等に関する仮定の開発及び選択
- 見積りに関する銀行の総合的な見解並びに潜在的な経営者の偏りの識別及び軽減
- 関連するECLの開示の明瞭性及び合理性

また、本報告書は、監査委員会が監査人と議論したいと考えるかもしれないさまざまな疑問を示しています。例えば、銀行によるECLの見積りの複雑性、判断及び不確実性の主要な発生源を監査人がどのように識別したのか又は銀行の重要な判断及び仮定を検証する際に監査人が職業的懐疑心をどのように発揮したのかなどです。

本報告書は、監査委員会が監査人の監査方法及び指摘事項を評価する際に以下の事項を考慮すべきであると示唆しています：

- **技能** — 監査人に必要となる場合がある（例えば、経済予測の専門家を採用することが必要である）
- **知識** — 監査人は銀行業界に関する知識や経験が豊富でなければならない
- **資源** — 監査人は目的適合的な知識や技能を備えた適切なツール及びスタッフを利用できなければならない

これらすべての疑問について、本報告書の各章で詳細に検討しています：

1 予想信用損失の見積りに関する監査上の対応の基本的概念
2 会計方針
3 手続き及び内部統制
4 情報システム
5 モデル
6 合理的で裏付け可能な判断
7 財務諸表の開示

以下のサイトから本報告書の全文をダウンロードできます：
https://www.grantthornton.global/en/insights/articles/GPPC-releases-considerations-for-the-Audit-of-Expected-Credit-Losses/

IASBが「負の補償を伴う期限前償還要素（IFRS第9号の修正）」を公表

国際会計基準審議会（IASB）は、「負の補償を伴う期限前償還要素ーIFRS第9号の修正」を公表した。これにより、企業は、負の補償を伴う特定の期限前償還可能な金融資産を、純損益を通じて公正価値を測定するのではなく、償却原価又はその他の包括利益を通じて公正価値で測定することが可能となる。
また、本修正は、認識の中止が生じない金融負債の条件変更又は交換の会計処理についても明確化している。

IFRS第9号「金融商品」の公表後に、IFRS解釈指針委員会は、債務者が元本及び利息の未払金額より少ない可能性のある金額で当該金融商品を期限前償還することを認められている場合に、金融商品の認識及び測定に関するIFRS第9号の要求事項を特定の負債性金融商品に適用する方法についての要望を受けました。そのような期限前償還要素は、潜在的な「負の補償」を含めることとされている場合が多く、多くの法域において比較的よく見られます。

IFRS第9号の既存の要求事項では、「負の補償」要素は元本及び利息の支払のみではなかった潜在的なキャッシュ・フローを取り込むものとみなされていたため、企業は、そのような期限前償還オプションを有する金融資産を、純損益を通じて公正価値で測定していました。

しかし、（特に、金融商品の実効金利及びほとんどの人々が負債性資産とみなすであろう金融商品の予想信用損失に関して）利用者に提供される情報の有用性を向上させるため、IASBは本修正を公表し、企業が、負の補償を伴う一部の期限前償還可能な金融資産を償却原価で測定できるようにしています。

他の論点 — 認識の中止が生じない金融負債の条件変更又は交換

負の補償を伴う期限前償還要素に関するIFRS第9号の修正とともに、IASBは、金融負債の認識の中止が生じない、償却原価で測定される金融負債の条件変更又は交換の会計処理について検討しました。具体的には、IFRS第9号を適用した場合に、企業がこのような条件変更又は交換から生じた金融負債の償却原価の修正を当該条件変更又は交換の日に純損益に認識すべきかどうかを検討しました。

IASBは、本修正において、IFRS第9号そのものに変更を行う必要はないと結論を下しましたが、当該基準に関する結論の根拠に文言を追加することによって現在の立場を明確化しました。

こうした文言は既存の基準を修正するのではなく、単に当該基準を明確化するだけであるため、認識の中止が生じない金融負債の条件変更又は交換の会計処理の変更は2018年1月1日から発効となる。

つまり、IASBは、認識の中止が生じない金融負債の条件変更及び交換について企業が会計処理するための十分な基礎をIFRS第9号がすでに提供していると考えています。本修正に追加された文言は、条件変更又は交換により金融負債の認識の中止が生じない場合に金融負債の償却原価を修正するというIFRS第9号の要求事項は、条件変更により金融資産の認識の中止が生じない場合に金融資産の総額での帳簿価額を修正するという要求事項と整合的であることを明らかにしています。これらの要求事項では、金融資産の契約上のキャッシュ・フローが再交渉されるか又は他の方法で条件変更され、その再交渉又は条件変更により当該金融資産の認識の中止が生じない場合には、企業は当該金融資産の総額での帳簿価額を再計算しなければならず、条件変更による利得又は損失を純損益に認識しなければならないと述べられています。

皮肉なことに、条件変更による利得及び損失はこのような状況では直ちに純損益に認識されることになるため、認識の中止が生じない金融負債の条件変更又は交換の会計処理を明確化する「他の論点」は、おそらく会計処理の最も重大な変更となるだろう。

「負の補償を伴う期限前償還要素（IFRS第9号の修正）」は、2019年1月1日以後開始する事業年度に適用され、早期適用が認められます。しかし、認識の中止が生じない金融負債の条件変更又は交換の会計処理を明確化するために追加された文言は、既存の基準を修正するのではなく、単に当該基準を明確化するだけであるため、2018年1月1日（すなわち、IFRS第9号自体の発効日）以後開始する事業年度に適用されます。

IASBが「関連会社及び共同支配企業に対する長期持分（IAS第28号の修正）」を公表

国際会計基準審議会（IASB）は、IAS第28号「関連会社及び共同支配企業に対する投資」の修正を公表し、関連会社又は共同支配企業に対する長期持分（持分法が適用されないもの）を企業がIFRS第9号「金融商品」を適用して会計処理することを明確化している。これには、関連会社又は共同支配企業に対する企業の純投資の一部を実質的に構成する長期持分が含まれる。

背景

IFRS第9 号は、IAS第28号に従って会計処理される関連会社及び共同支配企業に対する持分を適用範囲から除外しています。しかし、一部の利害関係者は、そうした適用範囲の除外は持分法が適用される関連会社及び共同支配企業に対する持分にのみ適用されるのか又は関連会社及び共同支配企業に対するすべての持分に適用されるのかが明確でないという意見を表明しました。

IAS第28号の修正により対処される主要な論点

ISA第28号の修正において、IASBはIFRS第9号の適用範囲の除外は持分法で会計処理される持分にのみ適用されることを明確化しています。したがって、企業は、関連会社及び共同支配企業に対するその他の持分（持分法が適用されておらず、当該関連会社及び共同支配企業に対する純投資の一部を実質的に構成する長期持分を含む）にIFRS第9号を適用します。

また、IASBは、企業がIFRS第9号及びIAS第28号の要求事項を関連会社又は共同支配企業に対する長期持分にどのように適用するのかを例示する設例も公表しました。

本修正は、2019年1月1日以後開始する事業年度に適用され、早期適用が認められます。

つまり、関連会社又は共同支配企業が発行した負債性金融商品を保有しており、当該関連会社又は共同支配企業に対する純投資の一部を構成することになる持分（かつ持分法の適用を受けない長期持分）は、IFRS第9号の減損の要求事項に従うことになるため、本修正は重要です。

IASBはIFRS実務記述書第2号:「重要性の判断の行使」を公表

IASBは、IFRS実務記述書第2号:「重要性の判断の行使」を公表した。直ちに適用ができるが強制力を有しないこのガイダンスは、IASBで継続中の「開示に関する取組み」における次のステップとなる。

重要性の概念は、どの情報を報告書に含めるべきか及び除外すべきかを企業が決定する助けとなるため、財務諸表を作成するうえで重要です。「財務報告に関する概念フレームワーク」は重要性について以下のとおり説明しています[1]:

情報は、それを省略したり、誤表示したりしたときに、利用者が特定の報告企業に関する財務情報に基づいて行う意思決定に影響を与える可能性がある場合には、重要性がある。言い換えれば、重要性は目的適合性の企業固有の一側面であり、個々の企業の財務報告書の文脈においてその情報が関連する項目の性質若しくは大きさ(又はその両方)に基づくものである。したがって、IASBは、重要性についての統一的な量的閾値を明示することや、特定の状況において何が重要性があるものとなり得るかを前もって決定することはできない。

しかし、経営者は、多くの場合に、当該概念を適用するにあたり不確実性に直面します。こうした不確実性は、認識及び測定に関する意思決定を行う際に生じますが、特に、どの情報を注記に開示すべきか及び当該情報をどのように表示するのかを決定する際に直面します。

こうした不確実性により、企業の中には、どのような情報が投資家やその他の利害関係者にとって最も有用であるのかを判断するのではなく、IFRS基準における開示要求をチェックリストとして使用していた企業もありました。

IASBは、本実務記述書の公表により、重要性の判断を行う企業への支援を提供しており、行動の変化を促すことを望んでいます。

本実務記述書は、IFRS基準におけるすべての重要性の要求事項を集め、情報に重要性があるかどうかを企業が決定する際に有用となる可能性のある実務ガイダンスと設例を加えています。本実務記述書は、重要性に関する決定を行うための4つのステップから成るプロセスを示しています:

ステップ	行動
ステップ1 — 識別	• 潜在的に重要性がある情報を識別する
ステップ2 — 評価	• ステップ1で識別された情報に実際に重要性があるかどうかを評価する
ステップ3 — 整理	• 情報を主要な利用者に明瞭かつ簡潔に伝えるように、当該情報を財務諸表案の中で整理する
ステップ4 — レビュー	• すべての重要性のある情報が識別されているかどうかを判断し、情報の重要性を幅広い観点から及び合算して検討するために、財務諸表案を完全な1組の財務諸表に基づいてレビューする

また、本実務記述書は、以下のような具体的なテーマに関するガイダンスも示しています:

- 過年度情報
- 誤謬
- 財務制限条項に関する情報
- 期中報告のための重要性の判断

本実務記述書は基準そのものではありません。その適用は強制ではなく、IFRSに準拠していることを示すために要求されるものでもありません。また、既存の要求事項を変更したり新たな要求事項を導入したりするものでもありません。そうではなく、財務諸表を作成する際に重要性の概念を適用する経営者の助けとなるガイダンスを提供することを目的としています。本実務記述書のガイダンスは、2017年9月14日の公表日から適用することができます。

1 IAS 第1号「財務諸表の表示」及びIAS第8号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」にはその性質上、これに類似した定義が示されている。

IASBは「重要性がある」の定義の修正案を公表

IASBは、公開草案「『重要性がある』の定義—IAS第1号及びIAS第8号の修正案」を公表した。本修正案は、「重要性がある」の定義を精緻化し、適用を明確化することを目指している。

IFRS実務記述書第2号：「重要性の判断の行使」（7ページをご覧下さい）の公表に加えて、IASBは、IAS第1号「財務諸表の表示」及びIAS第8号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」の両方に含まれている「重要性がある」の定義の修正についても提案しています。

「重要性がある」の定義は、いくつかのプロジェクト（概念フレームワーク・プロジェクト、開示原則プロジェクト及び重要性の実務記述書プロジェクトを含む）において議論されてきました。本修正案は、IFRS基準における「重要性がある」の定義と「財務報告に関する概念フレームワーク」（「概念フレームワーク」）における定義の文言を一致させることを目的としています。IASBは、現時点で類似している文言を同一にするとともに、当該文言に若干の軽微な改善を加えることも提案しています。

さらに、本修正案は、IAS第1号における既存の補強的な要求事項の一部を「重要性がある」の定義に織り込んで、それらをさらに目立たせるようにし、「重要性がある」の定義に付属している説明の明瞭性を向上させることを提案しています。

また、本公開草案における提案の結果としてIAS第1号及びIAS第8号における「重要性がある」の定義に変更が行われる場合には、IASBは上記した「重要性の実務記述書」及び今後公表予定の改訂「概念フレームワーク」の修正も行う予定です。

IASBは、これらの修正により重要性の判断が実務で行われる方法に大幅な変更が生じたり、企業の財務諸表に著しい影響を与えるとは予想していません。それよりも、これらの修正案が既存の要求事項の理解を高めるであろうと予想しています。

経過措置

IAS第1号及びIAS第8号における「重要性がある」の定義が本提案と一致させて修正される場合には、本定義は将来に向かって適用されることとなり、早期適用が認められます。

IASBは、「重要性がある」の概念の適用を明確化し促進すること以外に、本提案により大幅な変更が生じるとは予想していない。

IASBはIAS第8号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」の狭い範囲の修正案を公表

IASBは公開草案「会計方針及び会計上の見積り—IAS第8号の修正案」を公表した。本修正案は、企業が会計方針と会計上の見積りとを区別する助けとなることを意図している。

本公開草案は、IFRS解釈指針委員会がIASBに、企業が会計方針と会計上の見積りとを区別する方法の多様性について情報を伝えたことによって公表されました。実務におけるこうした多様性は、1つには、IAS第8号における会計方針及び会計上の見積りの変更の定義が十分に明確ではない、また、この2つの定義は重複しているようにも見えることから生じていました。

このことは重要です。というのは、この2つの区別（すなわち、会計上の見積りの変更は将来に向かって会計処理される一方、会計方針の変更は遡及して会計処理される）は実務に重大な影響を及ぼすからです。

企業が会計方針と会計上の見積りとを区別するのに役立つよう、本公開草案は以下によって会計方針と会計上の見積りが互いにどのように関連しているのかを明確化しています：

- 会計上の見積りは会計方針を適用する際に使用されるものであることを説明する
- 会計方針の定義をより明瞭かつ簡潔にする

さらに、本公開草案は、財務諸表上の項目を正確性をもって測定できない場合に見積技法又は評価技法を選択することは、会計上の見積りを行うこととなることを明確化しています。しかし、IAS第2号「棚卸資産」を適用する際に、先入先出法（FIFO）の原価算定方式又は加重平均法の原価算定方式を選択することは、会計方針の選択となります。

経過措置

本公開草案における提案が現時点で提案されているとおりに導入される場合には、これらの提案は将来に向かって適用される必要があり、早期適用が認められます。

この問題は、IFRS基準を適用するあらゆる業種のすべての企業に関連がある。

開示に関する取組み－開示原則

グラントソントン・インターナショナル・リミテッドIFRSチームは、IASBのディスカッション・ペーパーDP/2017/1「開示に関する取組み－開示原則」に関するコメントレターを提出した。

私どもは、コメントレターにおいて、開示原則プロジェクトの目的及び財務諸表における開示の有効性を高めるための原則を導入する提案を全面的に支持しています。しかし、今後において、そのような原則の導入が開示の過重負担に十分に対処できるかどうかについては疑問視しています。

したがって、コメントレターにおいて、開示要求に関する基準ごとのより包括的な見直しを行い、もはや必要ではなくなった開示要求や、情報開示による便益をそれに関連するコストが上回る箇所を識別する必要があるだろうことを指摘しています。私どもは、IASBがこのような見直しをディスカッション・ペーパーのセクション8で実施するための潜在的な方法について検討していることを知り、喜ばしく思っています。

IFRS第8号「事業セグメント」の改善

グラントソントン・インターナショナル・リミテッドIFRSチームは、IASBの公開草案ED/2017/2「IFRS第8号『事業セグメント』の改善－IFRS第8号及びIAS第34号の修正案」に関するコメントレターを提出した。

私どもは、コメントレターにおいて、IFRS第8号の適用後レビューにより識別された問題に対処するIASBの試み（2017年第2四半期公表のIFRSニュースをご覧下さい）を歓迎しており、本公開草案におけるほとんどの提案を支持しています。

しかし、最高経営意思決定者（CODM）は個人の場合もグループの場合もあることを明確化する提案については支持していますが、この文脈において「取締役会」を指すことがないようにIASBに注意を促しました。実際のCODMと比べて取締役会がレビューする事業セグメントの数が少なく、これは、IFRS第8号の趣旨に反して報告すべきセグメント数を減らす機会を企業に提供することになるため、私どもはこのような指摘をしました。

また、私どもは、財務諸表で識別されているセグメントが年次報告書の他の部分で識別されているセグメントと異なっている理由を説明することを企業に要求する提案についても懸念を表明しました。こうした情報は有用ではありますが、財務諸表の外で記載される方がよいと考えています。

有形固定資産の意図した使用の前の収入

グラントソントン・インターナショナル・リミテッドIFRSチームは、IASBの公開草案ED/2017/4「有形固定資産－意図した使用の前の収入－IAS第16号の修正案」に関するコメントレターを提出した。

私どもは、コメントレターにおいて、本修正案はこの領域において識別された実務の多様性を削減する又は排除するための有効な手段であると考えているため、本修正案への支持を表明しています。

特に、有形固定資産項目の取得原価から、当該項目が経営者が意図した方法で稼働可能となる前に生産された物品の販売による収入を控除することを禁止するというIASBの提案に同意しています。さらに、これらの収入を有形固定資産項目の取得原価と相殺することによって、当該資産の取得原価が歪められるというIASBの懸念を共有しています。

特定の支出がIAS第2号に基づく棚卸資産の生産に関連するコストなのか、IAS第16号に基づいて資産計上される試運転のコストなのか、又は純損益に認識することを要求されるコスト（従業員の研修費や異常な金額の仕損材料費など）なのかどうかを企業が決定する際に専門的な判断の行使が必要となるという事実を私どもは理解しています。しかし、本修正案はIFRS基準を適用するにあたりすでに要求されている判断以上の判断をほとんど要しないであろうというIASBの所見に同意しています。

IFRS第13号「公正価値測定」の適用後レビュー

グラントソントン・インターナショナル・リミテッドIFRSチームは、IASBの情報要請:「適用後レビュー—IFRS第13号『公正価値測定』」に関するコメントレターを提出した。

私どもは、コメントレターにおいて、最近の諸基準の要求事項が実務においてどのように適用されているのか及び実務に多様性がある領域を明確化したり、基準を適用する便益よりも、それを導入するコストの方が上回っている場合に要求事項を修正できる機会があるかどうかを評価する方法として、適用後レビューへの全般的な支持を表明しています。

IFRS第13号「公正価値測定」に関して、私どもの経験から、当該基準はおおむねうまく機能しており、首尾一貫性の増進により財務報告が改善したことを指摘しています。したがって、当該基準を適用することで課題が突きつけられるいくつかの領域も当然のこととしてあるものの、当該基準の大幅な見直しを行う必要はないと考えています。私どもが確認した特に問題のある領域は、企業の観点からのデリバティブの当初認識時の公正価値についてであると指摘しています。

グラントソントンのSiva Sivananthamが IFRS第15号の適用上の問題について検討

新しいIFRS基準であるIFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」により、収益に関する会計処理に大幅な変更が生じることになります。グラントソントン・オーストラリアのSiva Sivananthamは、「Perspective」の新号で3つの潜在的な適用上の問題について検討しています。この「Perspective」は、オーストラリア勅許会計士協会とニュージーランド勅許会計士協会によるシリーズ記事であり、保証、報告及び規制に係る問題の専門家がそれぞれの領域における最近の技術や方針の動向について検討しています。以下のサイトから本記事をダウンロードできます:https://www.charteredaccountantsanz.com/member-services/technical/audit-and-assurance/perspective-articles

グラントソントンのVasilka Bangeovaが IASBのIFRS第17号「保険契約」の 移行リソースグループに任命される

グラントソントンUKの保険分野の技術の責任者であるVasilka Bangeovaは、国際会計基準審議会(IASB)のIFRS第17号「保険契約」の移行リソースグループ(TRG)のメンバーに任命された。

グラントソントン・インターナショナル・リミテッドのIFRSチームのディレクターであるEdward Haygarthはこの任命について、「Vasilkaの任命を発表できて大変嬉しく思うとともに、彼女がTRGの重要な業務に大きく貢献するものと確信しています。この役割において、VasilkaはグラントソントンのグローバルIFRSチーム及びその国際ネットワークの全面的な支援を受けます」とコメントしました。

TRGの目的は、IASBの新しい保険契約基準に関する適用上の問題点を共有し、これらの問題点に係る議論について理解するために、利害関係者に対してパブリック・フォーラムを提供することです。このTRGの第一回目の会議は、2017年11月13日に開催される予定です。

グラントソントン・インターナショナル・リミテッドのIFRSチームに新メンバーが加入

Daniela Marciniakが2017年6月にグローバルIFRSチームに正規メンバーとして加入しました。グラントソントン・インターナショナル・リミテッドに加入する以前、Danielaは国際会計基準審議会（IASB）に3年近く勤務し、特に概念フレームワーク・プロジェクトに従事していました。また、監査及び会計アドバイザリーに関する経験も有しており、ドイツと英国の両方で他の大手事務所に勤めていました。

2017年のIFRSテクニカル・アカデミー

8月は多くの人々にとって休暇シーズンであるにもかかわらず、グラントソントン・インターナショナル・リミテッドIFRSチームは、20のメンバーファームの80名以上の参加者に向けて研修を開催しました。2日半にわたる2つの「トレーナー研修」セッションは、クアラルンプールとデュッセルドルフで開催され、参加者は新しい収益認識基準、リース基準、及びさまざまな他のタイムリーなテーマに関して技能を磨きました。9月にドバイで開催されたさらなるセッションには、9つのメンバーファームから新たに28名が参加しました。

ドバイの研修をもって2017年の私どもの研修シリーズは終了しましたが、IFRSチームは来年の新たな研修シリーズの開催を今から楽しみにしています。このグローバルな研修の開催は、グラントソントン・インターナショナル・リミテッドがメンバーファームの国際ネットワークを通じてIFRS基準の高品質かつ首尾一貫した適用を促進するための多数ある方法の一つに過ぎません。

この欄に注目: 2017年IFRS連結財務諸表がまもなく公表

グラントソントン・インターナショナル・リミテッドIFRSチームは、IFRS連結財務諸表記載例2017年版を近々公表する予定です。

本刊行物は、2017年12月31日終了事業年度から発効するIFRSの変更を反映するために見直し及び更新を行いました。さらに、IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」及び「IFRS第15号『顧客との契約から生じる収益』の明確化」の早期適用についても取り上げています。2017年8月31日以後に公表された新しい変更については考慮していません。

本刊行物は以下のサイトから入手できます：
http://www.grantthornton.global

あるいは、各国のグラントソントン事務所のIFRS窓口にお問い合わせください。

Narendra Jasaniがマレーシア会計士協会の副会長に選出される

マレーシアのメンバーファームのマネージングパートナーであるNarendra Jasaniが、2017年8月24日に2年の任期でマレーシア会計士協会の副会長に選出されました。

今年50周年を迎えたマレーシア会計士協会は、公益を維持するとともに、会計専門職の誠実性と地位に関する規制、発展、支援及び向上に努める、法律で定められた会計士団体です。私どもは、Narendraがグラントソントンを代表することを誇りに思っており、彼のリーダーシップの下でマレーシアの会計専門職がより高い目標を達成できると確信しています。

GTIのIFRSインタープリテーション・グループに注目

グラントソントン・インターナショナル・リミテッドのIFRSインタープリテーション・グループ（IIG）は、米国、カナダ、ブラジル、オーストラリア、南アフリカ、インド、英国、アイルランド、フランス、スウェーデン及びドイツにおける各メンバーファームの代表と、グラントソントン・インターナショナル・リミテッドIFRSチームで構成されている。

IIGの会合は年2回行われ、IFRSに関する専門的な問題について議論します。今回は、アイルランドの代表にスポットライトを当てましょう。

Fergus Condon、アイルランド

Fergus Condonは、アイルランドにおけるグラントソントンの会計アドバイザリー・パートナーです。Fergusは5年前にグラントソントンに加入しました。彼のキャリアの前半は他の大手事務所で財務報告グループの責任者を務め、後半は当該事務所の会計アドバイザリー・チームに所属していました。Fergusは、監査委員会及び上級経営者の選任された会計アドバイザーとして多数の上場会社と密接に連携しています。

現在は、国際的な食品原料関連の企業とともにIFRS第15号及びIFRS第16号の導入に取り組んでおり、また、グラントソントンのアイスランドのメンバーファームとIFRS第9号に関して連携を図っています。

Fergusの取引経験は法人企業とのものがほとんどではありますが、トロイカによるアイルランド向け救済プログラムにおいて貸倒引当金の計上に関する規則をアイルランド中央銀行が策定するのを支援しました。彼は、引き続きアイルランド中央銀行のアドバイザーに選任されています。

Fergusは、IIGの会員である他、勅許公認会計士協会（ACCA）で法人企業のためのグローバル・フォーラムの副会長を務めており、アイルランド会計団体諮問委員会（CCAB-I：Consultative Committee of Accounting Bodies in Ireland）ではACCAの代表を務めています。CCAB-Iは、アイルランドの専門的職業に共通した問題を扱うアイルランドの主要な会計協会から成る国内グループです。

その他のトピック一概要

Brexit

ICAEWは英国のEU離脱（Brexit）による財務報告への影響に関する報告書を公表

イングランド・ウェールズ勅許会計士協会（ICAEW）は、報告書「Brexit：財務報告に対する影響」を公表しました。ICAEWは、この報告書において、Brexitが英国の財務報告に与える影響は十分に議論されていないとの意見を表明しています。

Brexitが英国の財務報告に与えるであろう長期的影響についての議論を活発化させ、国際基準を使用するうえでの課題を例示するために、本報告書は、主要な財務報告上の問題について検討し、16個の施策に関する提言を示しています。例えば、EU域外のIFRSを適用する法域として英国が利用できるIFRS採用のための主な選択肢について検討し、主要な国際金融センターとして英国が引き続きIFRS基準に準拠することを提言しています。

企業報告

ICAEWがIFRSに基づく非比較可能な開示に関する報告書を公表

イングランド・ウェールズ勅許会計士協会（ICAEW）は、15か国、527事務所のデータを収集した報告書「IFRSに基づく開示の品質及び国際的な比較可能性：年金の割引率、減損及び開発費の資産化からの証拠（Disclosure quality and international comparability under IFRS: Evidence from pension discount rates, impairment and capitalisation of development costs）」を公表しました。本報告書は、金融アナリスト、財務責任者、監査パートナー及び監査事務所におけるIFRSの技術部門などの当事者に向けられたもので、データを国際的に収集し比較する際に生じた問題について報告しています。

本報告書は、特に、年金の割引率、減損費用及び開発費の資産化に関する領域を扱っています。本報告書で明らかにされた問題には以下のものが含まれます：

- 国別に区別されていない年金の割引率
- レンジとしてのみ開示されている割引率
- 開示されていない年金債務の期間
- 減価償却費／償却費に紛れ込んでいる減損費用
- 他の種類の資産の減損に紛れ込んでいる有形固定資産の減損
- 戻入れと相殺される減損
- 他の無形資産に紛れ込んでいる資産計上された開発費
- 報告年度における研究開発費の開示の欠如

本報告書は、IFRSに基づく開示の非比較可能性（non-comparability）は、1つには、「重要性がない」ことによる場合もありますが、おそらくは、主としてIFRSの開示要求への非遵守により生じたものであるとの結論を下しています。

銀行業

IFRS第9号が金融の安定性に与える影響に関する報告書

2016年1月の欧州議会からの要請を受けて、欧州システミックリスク理事会は、IFRS第9号「金融商品」が金融の安定性に与える影響に関する報告書を公表しました。本報告書では、特に銀行に注目して、IFRS第9号が欧州連合（EU）の金融システムの金融の安定性に与える影響についてハイレベルの分析を行っています。

本報告書では以下の事項を取り上げています：

- IFRS第9号の導入により、潜在的なマクロ・プルーデンスな影響とともに、公正価値測定の対象となる金融資産の範囲が拡大するのかどうか
- 予想信用損失の新しい会計処理方法は、景気循環増幅効果をもたらし、金融の安定性に悪影響を与える場合があるかどうか

さらに、IFRS第9号の導入に係る課題や問題を識別し、当局がそれらを解決するために必要な手段を有しているかどうかを評価しています。

本報告書は、IFRS第9号に基づく金融資産の分類は一般的に、IAS第39号「金融商品：認識及び測定」に基づく場合よりも明確であり、少なくとも集約レベルではEUの銀行による公正価値の使用の著しい増加にはつながらないだろうとの結論を下しています。

しかし、IAS第39号と比較して大幅な変更が生じる3つの領域を識別しており、以下のような相違が生じる可能性があります：

- 組込デリバティブを含む負債性金融商品は純粋な負債部分を区分する要件を満たさなくなるので、償却原価で測定される
- 配当利益を除き、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融商品による利得又は損失は純損益に計上されない
- 流動性バッファー規制に含める要件を満たすが、通常の事業活動に基づいて回収目的保有の事業モデルに分類される流動性の高い資産は償却原価で測定されることがある。このことは、極度のストレスがかかる状況において当該資産を売却する必要が生じた場合に公正価値によって測定された未実現利益又は損失が発生する懸念を生じさせる

本報告書は、3つめの変更の重要性は選択する事業モデルに左右されることから予測は困難となりますが、最初の2つの変更により影響を受ける資産の量的重要性は総体として非常に小さいことを指摘しています。

本報告書には、信用減損損失の異なった測定方法が銀行のローン・ポートフォリオに係る減損引当金の平均水準及びダイナミクスにどのように影響を与えるかを検討したペーパー「IFRS第9号の周期的な影響の評価－再帰的モデル（Assessing the cyclical implications of IFRS 9 – a recursive model）」が付属しています。

AAOIFIが 減損及び信用損失に関する公開草案を公表

イスラム金融機関会計監査機構（AAOIFI）の会計監査審議会（AAB）は、「減損び信用損失」に関するAAOIFIの会計基準の公開草案を公表しました。AAOIFIは、イスラムの国際的な非営利組織であり、シャリーア遵守の会計、監査、ガバナンス及び倫理思想を発展させています。

本公開草案は、資産の分類、信用リスク及びその他のリスクを考慮した場合のエクスポージャー、並びに減損及び信用損失の会計規則や原則を示しています。本公開草案は、国際的なベスト・プラクティスと世界中のイスラム金融業界の真正の（genuine）要求事項の両方を反映させることを目指しています。シャリーアの観点から金融商品に分類される資産及び金融商品について、予想信用損失を算定するための提案された将来予測的なアプローチは、IASBなどの他の基準設定主体によるアプローチを反映しています。また、シャリーアの規則及び原則に反することなしに、他の地域で国際的に認められている減損、評価減及び他の資産やエクスポージャーに対する引当金計上の処理についても検討しています。

IFRS財団及びBCBSが覚書を締結

IFRS財団とバーゼル銀行監督委員会（BCBS）は、覚書を締結し、連携を深めることを決定しました。この合意により、長期的な金融安定を促進し、市場の規律を強化し、2つの組織間での情報共有をさらに進めることを目指しています。

欧州

Accountancy Europeが「CORE & MORE」概念に関する追跡調査報告書を公表

Accountancy Europeは、「CORE & MORE」概念というアイデアを提案した2015年の報告書「企業報告の将来−変化のダイナミクスの創造（The Future of Corporate Reporting – creating the dynamics for change）」に関する追跡調査報告書を公表しました。

このCORE & MORE概念は、利用者の関心に基づき財務情報と非財務情報を整理することによって、より洗練された方法で企業報告を表示することを目指すものです。したがって、幅広い利害関係者にとって関連性があるとみなされる情報はCOREの報告書に記載されるのに対し、より限定的な利用者向けの補足説明についてはMOREの報告書に記載されることとなります。

本報告書では、どのような情報をどの箇所に表示しうるかに関するアイデアを提供することによって、当該概念をさらに追跡調査し発展させています。さらに、例えば、インターネット上の報告など、技術がこうした概念を作り出すのにどのように役立つかを検討しています。また、CORE & MORE概念と統合報告に関する取組みとの関係についても言及しています。

IASB

他のIASBの公表物

4ページから9ページで取り上げたように、IASBは、実務記述書、基準の修正及びいくつかの公開草案を公表しました。加えて、IASBは以下を公表しました：

- IFRS第16号「リース」における借手の開示要求及びリース期間の要求事項に関するWeb配信
- IFRS第9号「金融商品」の主要な開示要求に関するWeb配信
- カバー期間が短い契約及び再保険契約に関する簡素化された会計処理について検討しているIFRS第17号「保険契約」に関するいくつかのWebセミナー
- 2017年版IFRSタクソノミ案−IFRS第17号「保険契約」に関する詳細タグ付け
- 既存の専門用語及び評価基準について説明し、IFRS第17号の用語に翻訳しているニュースレター「要点−保険の専門用語の解読」
- ニュースレター「Investor Update」の第14号
- 事例研究「財務報告におけるコミュニケーションの改善−開示をより有意義なものにする」

公的部門

IPSASB はIFRS第9号に基づく金融商品に関する公開草案を公表

国際公会計基準審議会（IPSASB）は、公開草案第62号「金融商品」を公表しました。本公開草案は、IFRS第9号「金融商品」に基づいており、国際公会計基準（IPSAS）第29号「金融商品：認識及び測定」を置き換えることを目的としています。IFRS第9号の改善と同様、本公開草案は以下を導入しています：

- 簡素化された金融資産の分類と測定の要求事項
- 将来予測的な減損モデル
- 柔軟なヘッジ会計モデル

IPSASBは、「IASB文書のレビュー及び修正のプロセス」を適用して、本公開草案をIFRS第9号と整合させ、公的部門に対応させるための修正を加えています。このアプローチは、公的部門特有の論点を扱うとともに、公的部門と民間部門のベストプラクティスに基づいています。例えば、本公開草案は、非交換取引を通じて発行される金融保証に関する公的部門特有のガイダンス、コンセッショナリー・ローン、並びに公的部門特有の取引に本公開草案の原則を適用する方法についての設例を記載しています。

米国

超インフレ経済 — IPTFがウォッチ・リストを更新

米国の監査品質センターの国際実務タスクフォース（IPTF）は、超インフレに陥っている可能性のある国に関するウォッチ・リストを更新しました。

US GAAPでは、超インフレ経済は3年間の累積インフレ率が約100%又はそれ以上である経済とされています。US GAAPの要件はIFRS（IAS第29号では、超インフレが生じるとみなされる絶対値を定めていませんが、超インフレを示唆しうる特徴のリストを提供しています）とは異なっています。とはいえ、3年間の累積インフレ率が100%に近づいているか又は100%を超えているというのはIFRSにおける超インフレの強力な指標であるとみなされるため、IPTFの指摘事項は目的適合性があると考えられます。

2017年5月の会合からの注記（http://www.thecaq.org/may-2017-iptf-joint-meeting-highlightsで入手可能）において、IPTFは以下の見出しの下、国々を列挙しています：

- 3年間の累積インフレ率が100%を超えている国
- 近年、3年間の累積インフレ率が100%を超えた国
- 他の区分にすでに分類されている国以外の国
  - a 予測される3年間の累積インフレ率が100%よりも大きい
  - b 予測される3年間の累積インフレ率が70%から100%である
  - c 既知の直近3年間の累積インフレ率がすでに100%を超えており、現在の実際のインフレに関するデータを入手していない場合
  - d 直近1年間（暦年）においてインフレ率が著しく上昇した（25%あるいはそれ以上）か又は当年度の予想インフレ率が著しく上昇している：

    IPTFは、当該リストは網羅的なものではなく、3年間の累積インフレ率が100%を超えている国又は監視対象となる国が追加される可能性があると指摘しています。これは、例えば、当該リストの編集に使用されたソースにすべての国々のインフレのデータ又は現在のインフレのデータが含まれているわけではない（例えばシリア）からです。さらに、国際通貨基金（IMF）に加盟していない国々は考慮されていません。

構造化されたフォーマット情報の便益に関する報告書

CFA協会は、eXtensible Business Reporting Language（XBRL）形式での提出にかかるコストについての企業の認識を調査した報告書「データの構造化にかかるコスト：神話か現実か（The Cost of Structured Data: Myth vs. Reality）」を公表しました。XBRLは、企業報告を構造化するための共通の電子フォーマットです。本報告書には、適切に導入された場合に、上場企業と非営利企業の両方が構造化されたデータからどのように便益を得ることができるかを立証するためのいくつかの事例研究が示されています。

本報告書は、財務報告プロセスを調査し、その非効率性を評価した2016年公表の報告書に次いで、公表されたものです。この2016年の報告書では、構造化されたデータ及びデータ分析・技術の使用は、財務報告プロセスを改善したり変容させることすらあり、それにより財務情報が投資家、規制当局及び他の利用者によって効果的に利用され、コスト削減につながる可能性があるとの結論が下されました。

しかし、これらの潜在的な便益はいまだ得られていません。というのは、主として、企業は構造化されたデータ／報告の便益を十分に理解しておらず、また、それらを正確に導入していないからです。

本報告書は、以下を行うことにより構造化された報告の導入方法に企業が目を向けた場合にこれらの便益が得られるであろうと結論づけています：

- （文章）作成を外部委託するのではなく、内製化を行い規制上の企業報告書を提出する
- 人と機械の両方が解読可能なXBRL形式（iXBRL）を導入する
- 企業特有のタグの使用を削減する

新しい基準及びIFRIC解釈指針の発効日

以下の表は、2016年1月1日以降が発効日とされている新しいIFRS基準及びIFRIC解釈指針の一覧です。
企業は、IAS第8号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」に基づいて、新しい基準及び解釈指針の適用について特定の開示を行う必要があります。

2016年1月1日以降が発効日とされている新しいIFRS基準及びIFRIC解釈指針

基準名	基準又は解釈指針の正式名称	有効となる会計年度の開始日	早期適用の可否
IFRS第17号	保険契約	2021年1月1日	可
IFRS第16号	リース	2019年1月1日	可
IFRIC第23号	法人所得税務処理に関する不確実性	2019年1月1日	可
IFRS第9号	負の補償を伴う期限前償還要素 (IFRS第9号の修正)	2019年1月1日	可
IAS第28号	関連会社及び共同支配企業に対する長期持分 (IAS第28号の修正)	2019年1月1日	可
IAS第40号	投資不動産の振替(IAS第40号の修正)	2018年1月1日	可
IFRIC第22号	外貨建取引と前渡・前受対価	2018年1月1日	可
IFRS第1号／ IFRS第12号／ IAS第28号	IFRSの年次改善2014−2016年サイクル	2018年1月1日 ただし、IFRS第12号の修正は2017年1月1日から適用される	IAS第28号 − 可
IFRS第4号	IFRS第9号「金融商品」の IFRS第4号「保険契約」との適用 (IFRS第4号の修正)	• IFRS第9号の一時的免除は2018年1月1日以降の会計期間に適用される • 上書きアプローチは企業がIFRS第9号を初めて適用する際に適用される	N/A

2016年1月1日以降が発効日とされている新しいIFRS基準及びIFRIC解釈指針

基準名	基準又は解釈指針の正式名称	有効となる会計年度の開始日	早期適用の可否
IFRS第9号	金融商品(2014年)	2018年1月1日	可(広範な経過措置を適用)
IFRS第2号	株式に基づく報酬取引の分類及び測定(IFRS第2号の修正)	2018年1月1日	可
IFRS第15号	顧客との契約から生じる収益	2018年1月1日*	可
N/A	実務記述書第2号:「重要性の判断の行使」	2017年9月14日	可
IAS第7号	開示に関する取組み(IAS第7号の修正)	2017年1月1日	可
IAS第12号	未実現損失に係る繰延税金資産の認識	2017年1月1日	可
IFRS for SMEs	中小企業向け国際財務報告基準の修正	2017年1月1日	可
IAS第1号	開示に関する取組み(IAS第1号「財務諸表の表示」の修正)	2016年1月1日	可
IFRS第10号、IFRS第12号、IAS第28号	投資企業:連結の例外の適用(IFRS第10号、IFRS第12号及びIAS第28号の修正)	2016年1月1日	可
IFRS第10号及びIAS第28号	投資者とその関連会社又は共同支配企業の間での資産の売却又は拠出(IFRS第10号及びIAS第28号の修正)	延期された(もともとは2016年1月1日であった)	可
さまざまな基準及び指針	IFRSの年次改善2012−2014年サイクル	2016年1月1日	可
IAS第27号	個別財務諸表における持分法(IAS第27号の修正)	2016年1月1日	可
IAS第16号及びIAS第41号	農業:果実生成型植物(IAS第16号及びIAS第41号の修正)	2016年1月1日	可
IAS第16号及びIAS第38号	減価償却及び償却の許容される方法の明確化(IAS第16号及びIAS第38号の修正)	2016年1月1日	可
IFRS第11号	共同支配事業に対する持分の取得の会計処理(IFRS第11号の修正)	2016年1月1日	可
IFRS第14号	規制繰延勘定	2016年1月1日	可

*「IFRS第15号の発効日」の公表を受けて、2017年1月1日から変更

コメント募集

以下に、IASBが現在コメントを募集している文書及びそのコメント募集期限を一覧にして表示しています。グラントソントン・インターナショナル・リミテッドは、こうした各文書にコメントを提出していくことを目指しています。

現在IASBが公開中の文書

文書の種類	タイトル	コメント募集期限
公開草案	I「重要性がある」の定義 （IAS第1号及びIAS第8号の修正）	2018年1月15日
公開草案	会計方針及び会計上の見積り（IAS第8号の修正）	2018年1月15日

Grant Thornton
An instinct for growth™

grantthornton.global

© Grant Thornton Taiyo LLC

"グラントソントン"は、保証、税務及びアドバイザリー・サービスをクライアントに提供するグラントソントンのメンバーファームのブランドで、文脈上は一つ又は複数のメンバーファームを表します。グラントソントン・インターナショナル・リミテッド（GTIL）とメンバーファームは世界的なパートナーシップ関係にはありません。GTILと各メンバーファームは別個の法人です。各種サービスはメンバーファームが独自に提供しています。GTILはその名称で一切サービスを提供しません。GTILとメンバーファームは、相互に代理せず、義務を負うこともなく、相互の作為又は不作為についての債務はありません。